栃木市重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて

平成28年12月　栃木市保険医療課

1　目的

重度心身障がい者医療費助成制度については、家庭における生活の安定に寄与するとともに、重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とし、現在、償還払いにより保険診療の一部負担金を市が助成しています。

しかしながら、障害を抱えている方やその家族には、申請に出向く労力や煩わしさから助成制度があるにもかかわらず申請を行わない方、また、行えない方も多数おり、障害を抱えた不安定な生活の上に、経済的負担を負わざるを得なくなっており、以前より障がい者団体や家族からも現物給付の要望も出ているところです。

つきまして、市では、障害者やその家族の手続きの不便さを解消し、生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、償還払い方式から現物給付方式に変更をするものです。

2　対象者

重度心身障がい者医療費助成の全受給資格者　　約３，０００人

3　現物給付

（１）施行日　　平成２９年４月１日診療分から実施予定

（２）対象医療機関

県内医療機関等（医科、歯科、薬局）※柔道整復は委任払いとなります。

（３）レセプト公費番号

８１０９００３７

※新規に「重度心身障がい者医療受給資格者証」の交付を予定

4　スケジュール

平成２８年	７月～１２月	関係機関との調整
	１２月	条例改正（議会）
２９年	１月～２月	医療機関等への周知（ポスターなど）
	３月中旬	対象者への受給者証の送付

5　その他

・「保険証」と「重度心身障がい者医療費助成受給資格者証」両方の確認をお願いします。

・市単独事業のため助成対象は栃木市在住者のみとなりますので、住所の確認をお願いします。

・自立支援医療（更生・育成・精神通院）や特定医療費（指定難病）、療養介護医療等、他の公費医療制度を利用している場合、それらの医療制度の利用が優先となります。

☆医療費助成手続フロー図（医科、歯科、薬局）

【現物給付】

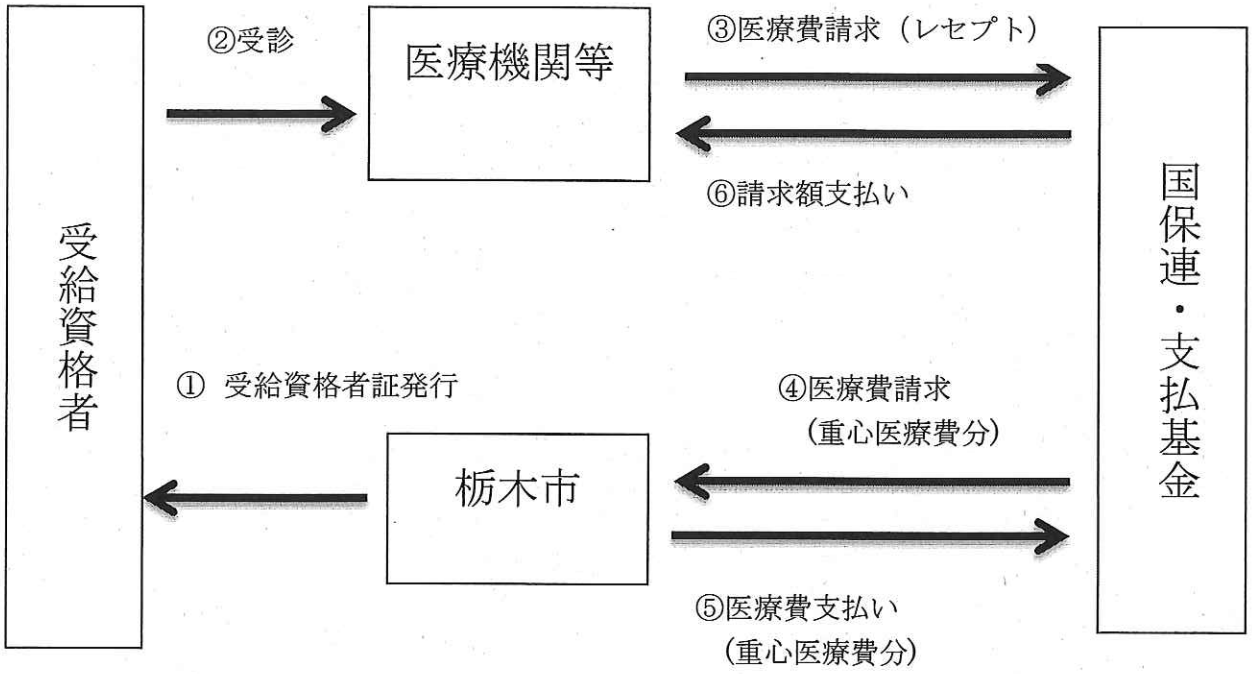

○現状

区分		重度心身障がい者医療費
対象者数		３，０００人
助成方法	県内外	償還払い方式 【公費負担者番号】　　なし

○平成２９年４月～

区分		重度心身障がい者医療費
対象者数		３，０００人
助成方法	県内	現物給付方式 【公費負担者番号】８１０９００３７

※県外医療機関で受診した場合は償還払い